

種別	保険医・保険薬剤師	保険医療機関・保険薬局	指定訪問看護事業者
方法	大臣の登録	大臣の指定	事業所ごとに大臣の指定
拒否	次のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる ①登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 ②罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④著しく不相当と認められる者	次のいずれかに該当するときは、指定しないことができる ①指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの ②罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④著しく不相当と認められる者 ⑤診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて大臣の指導を受けたもの	次のいずれかに該当するときは、 指定してはならない ①指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 ②罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④著しく不相当と認められる者 ⑤地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他大臣が定める者でないとき ⑥看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、省令で定める基準及び省令で定める員数を満たしていないとき ⑦指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき
期限	なし	指定された日から6年経過日 ※期限日の3～6月前に申し出なければ、指定の申請があったものとみなされる	
辞退	1月以上の予告期間を設けて、登録の抹消を求めることができる	1月以上の予告期間を設けて、指定を辞退することができる	
取消	①債務の規定に違反したとき ②報告等の規定により出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ③医療保険各法又は老人保健法による診療又は調剤に関し、①・②のいずれかに相当する事由があったとき ④健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑤禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑥健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき	①債務の規定に違反したとき ②療養の給付、入院時食事療養費、家族療養費の規定による支払に関する請求について不正があったとき ③報告等の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき ④報告等の規定により出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ⑤健康保険法以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は老人保健法による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、①～④のいずれかに相当する事由があったとき ⑥健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑦禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑧健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき	①省令で定める基準又は省令で定める員数を満たすことができなくなったとき ②指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができなくなったとき ③訪問看護療養費の規定による支払に関する請求について不正があったとき ④報告等の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき ⑤報告等の規定により出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき ⑥健康保険法以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は老人保健法による医療を受けることができる者の指定老人訪問看護に関し、②～④のいずれかに相当する事由があったとき ⑦不正の手段により指定訪問看護事業者の指定を受けたとき ⑧健康保険関連諸法令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑨禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき ⑩健康保険関連諸法令に基づく命令若しくは処分に違反したとき

	中央社会保険医療協議会	地方社会保険医療協議会
諮問	①保険医療機関・保険薬局の債務 ②保険医・保険薬剤師の債務 ③食事療養、評価療養、選定療養、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費等に係る費用の額(評価療養のうち、高度の医療技術に係るものは、この限りでない) ④診療所の要件を定める省令 ⑤指定訪問看護事業の運営に関する基準	①保険医療機関・保険薬局に係る指定 ②保険医療機関・保険薬局に係る指定の取消し ③保険医・保険薬剤師に係る登録の取消し